

(案)

# 富山市教育大綱

---

平成31年3月

---

富 山 市

---

## 目 次

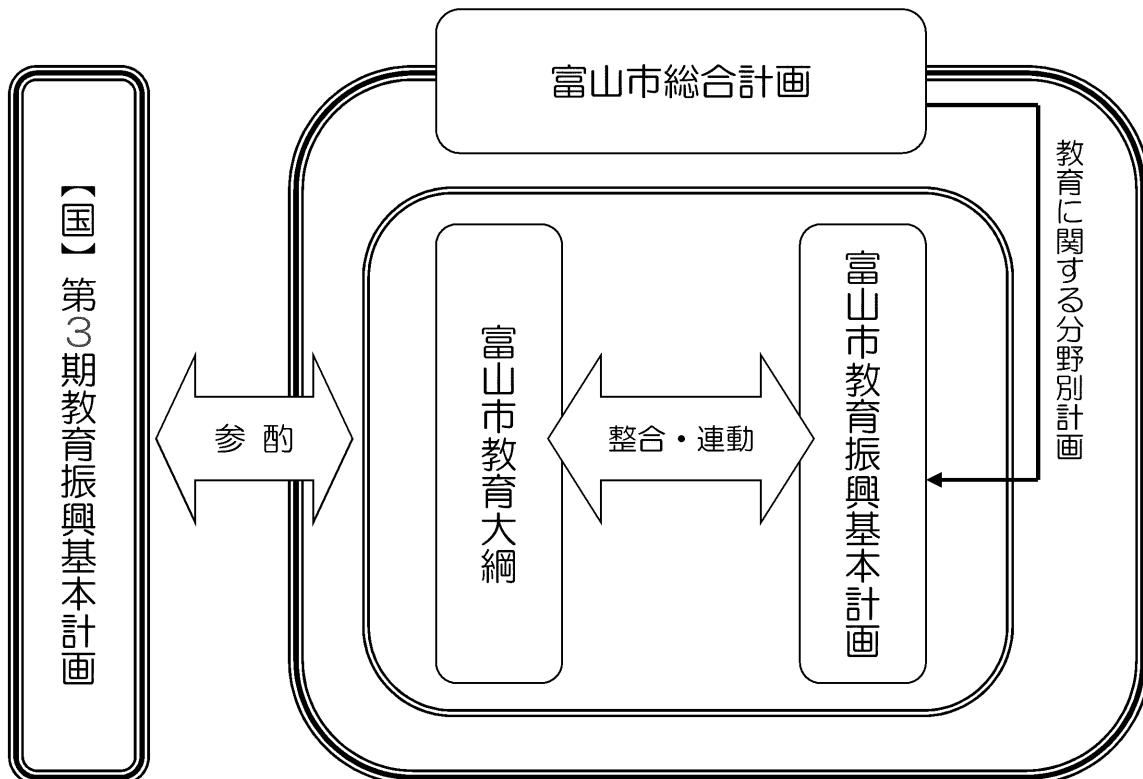
1	大綱の策定について	1
(1)	大綱の位置づけ	1
(2)	大綱の対象期間	1
(3)	大綱の構成	1
2	基本的な方針	2
○	教育目標	2
○	基本的な方向及び基本施策	2
(1)	公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	2
①	確かな学力の定着	2
②	豊かな心の育成	2
③	健やかな体の育成	2
④	社会で生きる実践力の育成	3
⑤	教員の資質能力向上	3
⑥	幼児教育の充実	3
⑦	外国語教育の充実	3
<b>追加</b>	<u>⑧家庭の経済状況や地理的条件への対応</u>	3
	<u>⑨特別支援教育の充実</u>	3
	<u>⑩現代的・社会的課題に対応した学習等の充実</u>	3
	<u>⑪私学の振興</u>	4
(2)	次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	4
	<u>⑫質の高い学校教育環境の整備</u>	4
	<u>⑬安心・安全な学校教育環境の整備</u>	4
(3)	学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	4
	<u>⑭家庭における教育力の向上</u>	4
	<u>⑮学校・家庭・地域との連携</u>	4
(4)	市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	5
<b>追加</b>	<u>⑯高等教育機関の充実</u>	5
	<u>⑰生涯学習活動の充実</u>	5
	<u>⑱生涯学習活動拠点の充実</u>	5
	<u>⑲文化遺産等の保全・活用</u>	6

# 1 大綱の策定について

## (1) 大綱の位置づけ

富山市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものです。

大綱の策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画を参照し、「富山市総合計画」の分野別計画と位置づけている「富山市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図ることとしております。



## (2) 大綱の対象期間

今回策定する大綱の対象とする期間は、「策定の日から平成35年度までのおむね5年間」とします。

## (3) 大綱の構成

大綱の「基本的な方針」については、「4の基本的な方向」と「19の基本施策」により構成しています。

## 2 基本的な方針

### ○ 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかけ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

### ○ 基本的な方向及び基本施策

#### (1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などを育み、社会で活ける実践力を高める教育が行われること

##### ①確かな学力の定着

- ・ 「社会に開かれた教育課程」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進」等の新学習指導要領の趣旨を各学校に周知し、着実に実施することにより、新しい時代に求められる資質能力を育成します。
- ・ 本市独自の学力調査の実施による教育指導の検証、小・中学校の連携による学力向上の推進、理科教育の充実などを通して、子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組むことで、確かな学力の定着を図ります。

##### ②豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の推進や自然体験活動・社会体験活動の充実による豊かな体験を通して実感を伴う学習を進めることにより、規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心を持った豊かな人間性を育みます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談員を配置するとともに、子どもたちや教職員の一層の人権意識の高揚を図り、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。

##### ③健やかな体の育成

- ・ 運動習慣の定着による体力の向上や食育指導の充実による食の理解を推進するとともに、生活習慣病の予防を図ることにより、子どもたちの健やかな

体を育成します。

#### ④社会で活きる実践力の育成

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業などのキャリア教育の推進を通して、子どもたちが規範意識や社会性を高めながら、自らの個性や課題を理解し、自己の人生を切り拓いていく力の育成を図ります。

#### ⑤教員の資質能力向上

- ・ 優れた教育理念や指導技術の継承、今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上、小学校外国語教育充実のための教員の海外派遣など、教職員研修のさらなる充実を通して、教員の資質の向上を図ります。
- ・ I C T の効果的な活用を通して、授業の質を向上させるとともに、教員の校務負担を軽減し、子どもと向き合う時間のさらなる確保を図ります。

#### ⑥幼児教育の充実

- ・ 園児一人ひとりの具体的な指導の実践や子育て支援事業の充実を通して、子どもたちの発達に即した幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、多様な経験による心身の調和の取れた発達を促すことにより、幼児教育の充実を図ります。

#### ⑦外国語教育の充実

- ・ 外国語指導助手やネイティブスピーカーの活用により、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進を図ります。

追加

#### ⑧家庭の経済状況や地理的条件への対応

- ・ 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しての就学援助や、学校の統合等により、遠距離通学をする児童生徒に対しての通学支援を通して、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境の整備を図ります。

#### ⑨特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、情報提供や相談会の実施等の支援体制を構築するとともに、関係機関との連携や教員に対する研修の実施を通して、特別支援教育の充実を図ります。

#### ⑩現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

- ・ SDGs 未来都市の一員として、資源の有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（E S D）を推進します。加えて本市は「環境未来都市」として公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりなどを推進しており、学校での環境に関わる体験・学習を通して、子どもたちの環境への関心を高め、働きかける実践力を育みます。

## **⑪私学の振興**

- ・ 少子化が進行する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校の運営等を支援します。

## **(2)次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備**

**子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられること**

## **⑫質の高い学校教育環境の整備**

- ・ 学校図書の整備や学校司書の配置を通して、子どもたちが図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識を育みます。
- ・ 教育効果を高め、基礎的・基本的な学習理解を助けるための学習教材の充実を図ります。また、子どもたちが情報社会に対応できる情報活用能力を身に付けるとともに、「わかる授業」を実現し、確かな学力の定着を図るためのＩＣＴ環境の整備を推進します。

## **⑬安心・安全な学校教育環境の整備**

- ・ 学校施設については、耐震化はもとより、老朽化した施設の整備、改修の計画的な実施、さらには普通教室への空調設備の設置等を通して、全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出します。

## **(3)学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援**

**子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育むこと**

## **⑭家庭における教育力の向上**

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

## **⑮学校・家庭・地域との連携**

- ・ 子どもかがやき教室等の実施による地域ぐるみの健全育成の推進やコミュニティ・スクールの指定の拡充を通して、学校・家庭・地域の人々が目標を共有し、協働で子どもを育むことに取り組みます。

## (4)市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身につけていくこと

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われること

追加

### ⑯高等教育機関の充実

- ・ 全国で唯一の公立の外国語専門学校である、富山外国語専門学校が有する人材と施設を有効活用し、一般市民の生涯学習の場として、外国語を学びたい人がその種類やそれぞれの程度に応じて講座を選んで学習できる環境の充実を図ります。
- ・ 「ガラスの街とやま」に全国から集まつてくる学生一人ひとりの夢を叶えるべく、富山ガラス造形研究所において、グラスアートに関する専門的知識及び技術の教授により、ガラス造形制作者として、有能な人材を育成します。

### ⑰生涯学習活動の充実

- ・ 地域の特性を活かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、人と人の絆を大切にした心豊かな地域社会を形成するとともに、地域や郷土への理解の促進や市民一人ひとりが本市に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成を図ります。
- ・ 人生100年時代を見据え、壮年期を迎えた市民に対し、学び直しの一環として、自己啓発の機会促進を図ります。

### ⑱生涯学習活動拠点の充実

- ・ 市民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を安全・快適に利用してもらうため、耐震化の促進や施設の整備・充実を図ります。
- ・ 図書館については、「知を深める図書館」をキーワードに、一層の機能強化を進めながら、市民が集い憩える文化情報拠点としての充実を図ります。また、ガラス美術館との連携を深めるとともに、図書館交流事業の充実を通して、市民の知的好奇心を満たす空間を創出します。
- ・ 博物館については、常設展に加え、特別展や企画展、普及活動の開催等を通して、郷土の歴史・民俗・美術・科学に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。
- ・ 「ガラスの街とやま」の中核施設である富山市ガラス美術館から、ガラス芸術が持つ魅力と可能性を国内外に発信します。また、中心市街地に位置することから、文化芸術の拠点としてだけなく、まちなかの魅力創出の役割も担います。

## **⑯文化遺産等の保全・活用**

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。

## 富山市教育大綱

発行 富山市

編集 富山市教育委員会 教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2130（直通）

FAX 076-443-2194



## 第3期教育振興基本計画の策定について(通知)

30文科生第216号  
平成30年6月15日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
各公立大学法人の理事長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長 殿  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官  
戸谷一夫

## 第3期教育振興基本計画の策定について(通知)

本日付で、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に基づく第3期の教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)を閣議決定するとともに、国会報告を行いましたので通知します。

第3期計画は、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものです。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会(Society5.0)の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」などの五つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定するとともに、五つの基本的な方針に沿って、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間における1教育政策の目標、2目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、3目標を実現するため必要となる施策群を示しています。

また、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造に

ついて示しています。

各職における第3期計画を踏まえ、今後取組の一層の充実を図られるようお願いいたします。

また、教育基本法第17条第2項では、地方公共団体において、政府の教育振興基本計画を参照しつつ、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努め」ことが規定されています。各地方公共団体におかれましては、本規定の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定について、未策定である場合にはその策定に、策定済みである場合にはこれを機にその見直しに努めるなど適切に御対応いただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会及び都道府県知事にあっては、域内の市町村教育委員会及び市町村長並びに所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対し、国立大学長及び公立大学法人の理事長にあっては、その管下の学校に対し、第3期計画について御周知願います。

※第3期計画本文については、下記ホームページからも御覧になれます。

教育振興基本計画ホームページ

(担当)

生涯学習政策局政策課教育改革推進室

寺坂、藤田、松田、大井

電話：03-5253-4111（内線3279）

FAX：03-6734-3711

お問合せ先

生涯学習政策局政策課教育改革推進室

（生涯学習政策局政策課教育改革推進室）

—登録：平成30年07月—

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

## 第3期教育振興基本計画(概要)

### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健全な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

#### II 教育をめぐる現状と課題

##### 1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

##### 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
  - 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
  - (2) 教育をめぐる状況変化
    - 子供や若者の学習・生活面の課題
    - 教師の負担
  - (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
    - OECDによる教育政策レビュー 等

#### IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- |                               |                                   |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する | 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する |
| 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する  | 5 教育政策推進のための基盤を整備する               |

#### V 今後の教育政策の遂行に当たつて特に留意すべき視点

##### 1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
- 企画・立案段階・政策目標・施策を総合的・体系的に示す「ロジックモデルの活用、目標設定」  
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施  
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善  
「職員の育成、先進事例の共有」
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））  
を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化の改革を推進

##### 2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向）

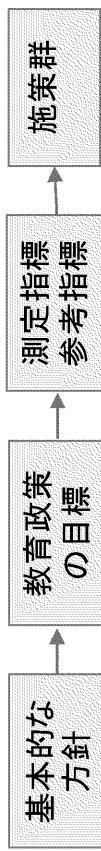
- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行ったため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
  - 学校指導体制：指導環境整備、チーム学校
  - 学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策）
  - 大学改革の徹底・教育研究の質的向上
  - 社会人のリカレン特教育の環境整備など
  - 着手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
  - 大学施設の改修
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

##### 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不斷に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

- 第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、  
 ①教育政策の目標  
 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標  
 ③目標を実現するために必要な施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
	(1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階> (2)豊かな心の育成<〃> (3)健やかな体の育成<〃> (4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階> (5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階> (6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <〃>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育など
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するためには必要な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成 (8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 (9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 (11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13)障害者の生涯学習の推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15)多様なニーズに対応した教育機会の提供 (16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教職員指導体制・指導環境の整備
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(17)ICT利活用のための基盤の整備 (18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19)児童生徒等の安全の確保 (20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設の整備の推進 ○学校安全の推進
		(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化など	

## 富山市内の小・中学校の児童・生徒数の現状について

## 1 児童・生徒数の推移および今後の見込み

(小学校)

	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度 (見込)	平成 33 (2021) 年度 (見込)	平成 35 (2023) 年度 (見込)	平成 57 (2045) 年度 (見込)
児童数	22,004	20,395	20,190	19,973	19,868	16,014
学校数	65	66	66	66	66	—
過小規模校（5学級以下）	5	6	7	7	10	—
小規模校（6～11学級）	27	29	30	29	28	—
適正規模校（12～18学級）	23	22	20	21	19	—
大規模校（19～30学級）	10	7	7	7	7	—
過大規模校（31学級以上）	0	1	1	1	1	—
その他（分校）	0	1	1	1	1	—

※ 平成 25 年度、平成 30 年度の児童数は、5 月 1 日現在のものである。

※ 平成 31～35 年度の児童数は、平成 30 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳における子どもが、居住している校区の小学校に入学するものとして見込んだものであり、転入・転出は考慮していない。

※ 平成 57 年度の児童数は、「平成 29 年国立社会保障人口問題研究所の将来人口予測（出生中位・死亡中位）における年少人口予測値」を基に、2015 年比△25% として算出した。

※ 平成 26 年度から浜黒崎小学校松風分校を開校した。

(中学校)

	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度 (見込)	平成 33 (2021) 年度 (見込)	平成 35 (2023) 年度 (見込)	平成 57 (2045) 年度 (見込)
生徒数	11,143	10,606	10,518	10,447	10,137	8,322
学校数	26	27	27	27	26	—
過小規模校（2学級以下）	0	0	0	0	0	—
小規模校	(3～5学級)	2	3	3	2	3
	(6～11学級)	12	11	12	13	10
適正規模校（12～18学級）	7	10	7	7	8	—
大規模校（19～30学級）	5	2	4	4	4	—
過大規模校（31学級以上）	0	0	0	0	0	—
その他（分校）	0	1	1	1	1	—

※ 平成 25 年度、平成 30 年度の生徒数は、5 月 1 日現在のものである。

※ 平成 31～35 年度の生徒数は、平成 30 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳における子どもが、居住している校区の中学校に入学するものとして見込んだものであり、転入・転出、学校選択制は考慮していない。

※ 平成 57 年度の生徒数は、「平成 29 年国立社会保障人口問題研究所の将来人口予測（出生中位・死亡中位）における年少人口予測値」を基に、2015 年比△25% として算出した。

※ 平成 26 年度から北部中学校松風分校を開校した。

※ 平成 34 年度から八尾地域統合中学校を開校予定。

## 2 小規模校(過小規模校)における教育

### ○よさ

- ・一人ひとりの子どもに目が届くので、個に応じたきめ細かな指導が可能である。
- ・一人ひとりの子どもを、学年等に関係なく全教職員で見守り、指導することができる。
- ・学習や学校行事等において、子どもたちの活躍の場が多く、自己有用感を感じる機会が多い。
- ・異学年や地域の方との交流活動を密に行うことができ、親交を深められる。

### ○教員の配置基準からみた課題

#### (1) 小学校

- ・5学級以下の過小規模校では、教員の配置数が学級数と同じになり、教務主任が、学級担任を兼務することとなる。教務主任として教育課程の編成、実施に関わる事務や研修等、学校全体にかかわる業務をしながら、学級担任を行うことは、負担が大きい。
- ・過小規模校においては複式学級があり、担任は、2つの学年の授業の準備、教材の選定や購入、会計事務等を行うこととなり、担任の負担は大きい。
- ・過小規模校においては、市の事業として学習補助員を配置しているが、少人数指導等の県費による加配はなく、担任の空き時間がほとんどない。
- ・同学年の児童が数名となる場合があり、野球やバスケットボールなどの団体競技が実施できない。また、国語科等における話し合いの学習やグループ活動等において、工夫が必要となる。

#### (2) 中学校

- ・5学級以下の小規模校（過小規模校を含む）には、9名以下の教員（教頭を除く）しか配置されず、9教科10領域の指導を担う中学校教育においては、すべての教科の教員がそろわざ、一部の教員が、専門以外の教科の授業を行わなくてはならないこととなる。また、同一の教科を担当する教員が複数いないことで、教科の特性を生かした研修を行うことができない。

- ・小規模校のうち、6学級以上の中学校には10名以上の教員（教頭を除く）が配置されるため、9教科10領域の教員をそれぞれ配置することは可能であるが、各学年・各教科ごとに授業時数が異なるため、小規模校では、教員の持ち時数に大きな偏りが生じる可能性がある。
- ・小規模校（過小規模校を含む）では、配置される教員数が少ないため、一人の教員が担当する校務分掌も多くなるなど、負担が増加する。
- ・配置される教員が少ないことで、開設できる部活動の数にも制約が生まれ、生徒が希望する部活動を設定できない可能性がある。

#### ○児童生徒及び教職員から見た課題

- ・これからは、多種多様な考えをもつ相手と関わりながら折り合いをつけ、納得解を見出していく力がますます求められる。学校では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、こうした力を身に付けさせていくことが大切である。しかし、学級編制替えがなく、同じ友達と6年～9年間過ごす小規模校（過小規模校）では、これらの機会が得られにくい。
- ・小規模校（過小規模校）の学校では、教員の経験年数、専門性、男女比等を、バランスよく配置できないことから、教員同士の切磋琢磨する機会が少なくなる。また、児童・生徒にとっても、多様な大人と関わる機会が少なくなる。

**公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引**  
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

平成27年1月27日  
文 部 科 学 省

## 2章 適正規模・適正配置について

### (1) 学校規模の適正化

#### 【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です<sup>6</sup>。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化<sup>7</sup>の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

#### 【基本的視点ー（1）学級数に関する視点】

##### （学級数が少ないとによる学校運営上の課題）

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の（2）で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
  - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
  - ② クラス同士が切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>する教育活動ができない
  - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

6 学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

7 学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること（いわゆる小規模特認校制度）により域内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導<sup>8</sup>を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○ 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる

---

<sup>8</sup> 複式学級における「直接指導」とは教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のことを言います。また、「間接指導」とは一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子供たちだけで学習を進めさせることを言います。

- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができます
  - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- といった利点があります。

#### (教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
  - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
  - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
  - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
  - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
  - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
  - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
  - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
  - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくく（学年会や教科会等が成立しない）
  - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
  - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
  - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

#### (学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないとによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のようない影響を与える可能性があります。
  - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコ

ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 が 身 に つ き に く い

- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい  
せつさたくま
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

#### (望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

#### 【併せて考慮すべき視点－（2）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

- 以上で学級数が少ないことの課題について述べてきましたが、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

#### (学級における児童生徒数（学年単学級の場合))

- 学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。一口に単学級といっても、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（4章（2）参照）、

その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1) で述べた学級数が少ないとことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

このため、市町村によっては、学年が単学級となった場合を想定し、1学級当たりの最低限の児童生徒数を基準として定め、学校規模適正化の判断材料としているところも見られます。

- 今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。第二期の教育振興基本計画においても、「言語活動の充実や、グループ学習、ＩＣＴの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新」の必要性が盛り込まれています。しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になるといった課題もあります。
- 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例も見られます。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題ですが、一方で、上述した学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要です。

#### (学校全体の児童生徒数)

- 次に、学校全体の児童生徒数の観点で見てみると、各学年単学級の小学校の場合、児童数は40人程度から235人程度まで、各学年単学級の中学校の場合、生徒数は、15人程度から120人程度まで幅広いケースがありうるところです。
- 教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1) で述べた学級数が少ないとことにより生

じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

- このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

#### 【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

- 以上の考え方に基づき、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理しました。
- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望されます。

#### 【小学校の場合】

##### 【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模<sup>9</sup>。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題<sup>10</sup>が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

##### 【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児

<sup>9</sup> 学年が欠けている場合等もあり、1～5学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

<sup>10</sup> この「対応の目安」における「教育上の課題」とは、P6～11で挙げている学校の小規模化に伴う学校運営上の課題を指します。

童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

#### 【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

#### 【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

#### 中学校の場合

#### 【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模<sup>11</sup>。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

#### 【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

#### 【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高け

11 学年が欠けている場合などもあるため、1～2学級であれば必ず複式が存在するわけではありません。

れば、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

#### 【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。

学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

#### 【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模<sup>12</sup>。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

- なお、現時点で12学級～18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であると考えられます。
- 上記の目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものです。もとより学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。
- 実際に市町村においては、国の標準とは異なる独自の基準を定める事例や、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数を基準として定める例、小・中学校で異なる基準を定める例、学校統合の適否の検討を開始するための基準（要検討基準）を定めている事例も相当数見られます（例：小学校で全児童数が200人を下回る場合、100人を下回る場合、各学年が単学級になった場合等）。各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待されます。

---

12 免許外指導の解消には人事配置の工夫も必要であるため、学級の規模が確保されれば必ず解消されるものではありません。